

地質・土質調査業務共通仕様書変更対照表

改正後：令和8年6月25日土技第415号（令和8年7月1日適用）

改正前：令和7年6月25日土技第491号（令和7年7月1日適用）

地質・土質調査業務共通仕様書

（土技第841号 平成4年3月2日）
（土技第415号 令和8年6月25日）

令和8年7月
沖縄県土木建築部

地質・土質調査業務共通仕様書

（土技第321号 令和5年6月1日）
（土技第491号 令和7年6月25日）

令和7年7月
沖縄県土木建築部

地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書 変 更 対 照 表

改正後：令和８年６月２５日土技第４１５号（令和８年７月１日適用）

改正前：令和７年６月２５日土技第４９１号（令和７年７月１日適用）

第１章 総則

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- １．「発注者」とは、沖縄県財務規則第２条《用語》第７号の規定に基づく契約担当者をいう。
- ２．「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

～中略～

- 37．「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために**管理技術者等**と**調査職員**が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- １．受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ**調査職員**と協議するものとする。
- ２．受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に**その理由を調査職員に連絡**しなければならない。**ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。**

第141条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して 業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領（令和**７**年４月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

第１章 総則

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- １．「発注者」とは、沖縄県財務規則第２条《用語》第７号の規定に基づく契約担当者をいう。
- ２．「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

～中略～

- 37．「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

第136条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

- １．受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
- ２．受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

第141条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して 業務を実施する場合には、「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領（令和**６**年４月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

地質・土質調査業務共通仕様書変更対照表

改正後：令和8年6月25日土技第415号（令和8年7月1日適用）

改正前：令和7年6月25日土技第491号（令和7年7月1日適用）

1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
2. 受注者は、施工者**選定**型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

第204条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- （1）調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- （2）作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- （3）採取したコア提出の可否は、**調査職員**より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは**試料箱（コア箱）**に、調査件名・孔番号・深度等を記入し、**提出するもの**とする。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビン**等**に密封して収納するものとする。**提出が不要な場合は、採取したコアと納めた試料箱（コア箱）の処分について調査職員と協議するものとする。**

第702条 業務内容

1. 解析計画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む）、業務打合せのための資料作成を行うものとする。

2. 現地踏査

周辺の自然地形・改変地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。

1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

第204条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- （1）調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- （2）作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- （3）採取したコア提出の可否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。

第702条 業務内容

1. 解析計画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む）、業務打合せのための資料作成を行うものとする。

2. 現地踏査

周辺の自然地形・改変地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。

地 質 ・ 土 質 調 査 業 務 共 通 仕 様 書 変 更 対 照 表

改正後：令和８年６月２５日土技第４１５号（令和８年７月１日適用）

改正前：令和７年６月２５日土技第４９１号（令和７年７月１日適用）

３．現況地盤解析

（１）地盤破壊

設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討を含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

（２）地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定するものとする。

（３）地盤圧密沈下

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。

（４）地盤液状化

広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL 値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。

４．検討対策工法の選定

当該地質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特・経済性を概略的に比較検討の上、詳細な安定計算等を実施する対象工法を１つ又は複数選定するものとする。

３．現況地盤解析

（１）地盤破壊

設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

（２）地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定するものとする。

（３）地盤圧密

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。

（４）地盤液状化

広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率FL 値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。

４．検討対策工法の選定

当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を１つ又は複数選定するものとする。